

第1回 労働基準法及び労働安全衛生法

第1回 選択式

〔問1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の A 及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下本問において「対象業務」という。）に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間労働したものとみなす。

使用者は、前段の規定により労働者を対象業務に就かせたときは、対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間労働したものとみなすことについて当該労働者の B を得なければならないこと及び当該 B をしなかった当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされており、 B の C に関する手続についても定めなければならない。

- 2 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、 D ならない。
- 3 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないが、加えて労働者の健康の保持増進を図るため、 E 、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

選択肢

- ① あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けなければ使用しては
- ② あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければ製造しては
- ③ 機密の業務
- ④ 拒否
- ⑤ 許可
- ⑥ 厚生労働大臣の指導・援助を受けなければ製造しては
- ⑦ 事業の運営
- ⑧ 周知
- ⑨ 承諾
- ⑩ 食事指導
- ⑪ 新商品の開発
- ⑫ 遂行の手段
- ⑬ 製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用しては
- ⑭ 体育活動
- ⑮ 撤回
- ⑯ 同意
- ⑰ 反対
- ⑱ 保健指導
- ⑲ 包括的な合意
- ⑳ 予防活動

問 1

- A ⑫ 遂行の手段
- B ⑯ 同意
- C ⑮ 撤回
- D ⑬ 製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用しては
- E ⑭ 体育活動

本問 1 は、専門業務型裁量労働制からの出題で、労働基準法38条の3 第 1 項、労働基準法施行規則24条の2の2 第3項からの出題である。

労働者を業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間労働したものとみなし、対象業務に就かせたときは対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかった当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされており、同意の撤回に関する手続についても定めなければならない。

本問 2 は、労働安全衛生法における危険物及び有害物に関する規制からの出題で、労働安全衛生法55条からの出題である。

該当の物質は製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

本問 3 は、労働安全衛生法における体育活動等についての便宜供与等からの出題で、労働安全衛生法70条からの出題である。

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。加えて労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔問2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 賃金支払方法について、以下の場合には常に労働者の不利になるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、労働基準法第24条及び第37条の違反としては取り扱わない。

(1) A 時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。

(2) 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、 B の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。

2 最高裁判所は過払い賃金の相殺について、下記のとおり判示している。

「適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺は、同項（労働基準法第24条第1項）但書によって除外される場合に当たらなくても、その行使の時期、方法、金額等からみて労働者の経済生活の安定との関係上不当と認められないものであれば、同項の禁止するところではないと解するのが相当である。この見地からすれば、許さるべき相殺は、過払のあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に C 時期においてされ、また、あらかじめ労働者にそのことが予告されるとか、その額が多額にわたらないとか、要は労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合でなければならないものと解せられる。」

3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の D までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。厚生労働大臣は、この規定による届出があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて E をすることができる。

選択肢

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 14日前 | ② 1か月における |
| ③ 1か月後 | ④ 1週間における |
| ⑤ 1賃金支払期間における | ⑥ 1日における |
| ⑦ 30日前 | ⑧ 3か月後 |
| ⑨ 49銭以下 | ⑩ 49銭未満 |
| ⑪ 50銭以下 | ⑫ 50銭未満 |
| ⑬ 勧告 | ⑭ 検定 |
| ⑮ 合理的に接着した | ⑯ 指導 |
| ⑰ 次支払の | ⑱ 審査 |
| ⑲ 相当な | ⑳ 不合理に離れていない |

問2

- A ② 1か月における
- B ⑫ 50銭未満
- C ⑮ 合理的に接着した
- D ⑦ 30日前
- E ⑩ 審査

本問1は、賃金計算における端数処理からの出題で、労働基準法24条、37条、昭63.3.14基発150号からの出題である。

- (1) 1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。
- (2) 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。

以上の場合は、労働基準法24条及び37条の違反として取り扱わない。

本問2は、過払い賃金の相殺に関する最高裁判例からの出題で、最一小判昭44.12.18（福島県教組事件）からの出題である。

許さるべき相殺は、過払のあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてされ、また、あらかじめ労働者にそのことが予告されるとか、その額が多額にわたらないとか、要は労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合でなければならないものと解せられる。

本問3は、建設業における大規模工事の届出からの出題で、労働安全衛生法88条2項、89条1項からの出題である。

事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。厚生労働大臣は、この規定による届出があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。